平成２２年（フ）第１１７０号
大阪府松原市上田６丁目８番32―303号
債務者　小城　和実
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２２３号
堺市東区高松494番地　フォーリストベル106号
債務者　岸本　武昭
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３６４号
堺市南区畑499番地
債務者　理容ヤマモトこと　山本　　真
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３６５号
堺市南区畑499番地
債務者　山本　珠美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４３２号
堺市堺区浅香山町２丁５番10―403号
債務者　森　亜矢子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４４２号
堺市南区高倉台２丁21―４　淡路ハイツ202号、住民票上の住所大阪府泉南市樽井５丁目40番16号　南荘２Ｆ１号
債務者　原之園広子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４５６号
堺市堺区西湊町５丁４番18号　福井マンション203号
債務者　河井　久容
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
松江市東津田町358番地４
債務者　立石　博子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６９号
新潟市秋葉区草水町２丁目８番15号、前住所新潟市中央区東堀前通９番町1386番地　コーポ大善Ｄ―401号
債務者　田邊　　勇
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２４号
愛知県一宮市大毛字東郷77番地
債務者　石井美惠子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７４５号
大阪府和泉市富秋町２丁目２番４号
債務者　加納　清子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７７６号
大阪府泉南市兎田496番地の１、前住所大阪府泉佐野市長滝2170番地102
債務者　松田　　勇
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７７７号
大阪府泉南市兎田496番地の１、前住所大阪府泉佐野市長滝2170番地102
債務者　松田　弘子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７８３号
大阪府泉大津市若宮町５番20号、前住所大阪府堺市北区中百舌鳥町５丁740番地ディナスティ中百舌鳥401号
債務者　福西　麻弥（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７９２号
大阪府泉南市樽井７丁目13番32―1001号、前住所大阪府泉南郡田尻町大字嘉祥寺645番地の２
債務者　岸本　勇一
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８０２号
大阪府泉南市岡田６丁目23番18号、前住所大阪府泉佐野市鶴原２丁目９番37―２号
債務者　白草　明仁（旧姓上北）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８０３号
大阪府岸和田市藤井町１丁目17番23―303号
債務者　くるま工房ＴＯＵＣＨこと　立上　浩一
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係